

議案第15号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 高速土壌養分自動分析装置 8台
- 2 取得金額 136,400,000円
- 3 取得の相手方 鹿児島市伊敷台一丁目22番5-102号  
三和理工有限会社鹿児島営業所

(提案理由)

土壌の分析のための高速土壌養分自動分析装置を取得しようとするものである。